

一般社団法人日本脳神経外科学会  
役員等の報酬及び費用に関する規則

平成 27 年 10 月 14 日制定  
平成 29 年 10 月 12 日改正

(目的及び意義)

第 1 条 この規則は、一般社団法人日本脳神経外科学会（以下、「この法人」という。）の定款第 17 条の規程に基づき、役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定める事を目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、認定法という。）の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び理事長顧問をいう。
- (2) 報酬とは、認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区別されるものとする。
- (4) 会務とは理事、監事及び理事長顧問が行う学会のための業務をいう。

(報酬の支給)

第 3 条 この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員等の報酬は理事、監事及び理事長顧問が会務に従事した際にこれを支給することができる。
- 3 同一日又は連続する日に行われる複数の会務に出席したときは、会務の量にかかわらず 1 回とする。
- 4 この法人の理事に対する報酬は、別表 1 に定める金額とする。
- 5 この法人の監事に対する報酬は、別表 2 に定める金額とする。
- 6 この法人の監事顧問に対する報酬は、別表 3 に定める金額とする。
- 7 次の各号の場合には報酬を支給しない。
  - (1) 年次学術総会に併せて行われる会務に出席する場合
  - (2) この法人と密接な関係がある学会等の学術総会等に併せて行われる会務に出席する役員等が、当該学会等の会員である場合

(講師料等の支給)

第 4 条 役員が研修、講演会、専門医試験等の講師・試験委員等を務めた場合には、他の講師等への支払と同等の講師料、謝金等を支給する。これらの場合の講師料等は、第 2 条第 1 項第 2 号に定める役員報酬に含まれない。

(費用)

第 5 条 役員がその職務の執行にあたって負担した費用については請求のあった日から遅滞なく支払う。

(規則の変更)

第 6 条 この規則の改廃は総会の決議を経て行うものとする。

(補足)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

別表1「理事の報酬」

業務内容	報酬
学会内外の各種委員会・会議の出席	10,000 円
年間報酬限度額	2,000,000 円

別表2「監事の報酬」

業務内容	報酬
学会内外の各種委員会・会議の出席	10,000 円
年間報酬限度額	200,000 円

別表3「理事長顧問の報酬」

業務内容	報酬
学会内外の各種委員会・会議の出席	10,000 円
年間報酬限度額	400,000 円

(金額は税抜)